

令和8年1月21日

仕様書等に関する質問書に対する回答書

徳島県企画総務部管財課

令和7年12月26日付けで公告された「徳島県万代庁舎で使用する電気（電力量の50%が再生可能エネルギー由来の電力であること。）」の仕様書等に関する質問書に対する回答は次のとおりです。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
1	その他 請求書について ・請求書について印影なし（代表者名、責任者・担当者名および連絡先記載）が通常となります が、ご了承いただけますでしょうか。印影がやむを得ず必要の場合、電子印（法人印）のご対応となります。	電子印（法人印）の対応をお願いいたします。
2	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。〈計算式〉 基本料金（未使用月）＝契約電力（k w）×基本料金単価（円）× 0.5	差し支えありません。
3	燃料費等調整単価について ・当該地域を所轄するみなし小売り電気事業者が、燃料費等調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。その場合、契約単価（基本料金・従量料金単価）と燃料調整費について、協議に応じて頂けますでしょうか。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、協議については、仕様書3（2）のとおりです。
4	請求書アップロードタイミングについて・弊社の毎月の請求書発行は検針日にかかわらず月初（第6～10営業日）となりますですがご了承いただけますでしょうか。（例）毎月1日検針の場合：3月1日検針日から4月1日検針日前日ご使用分は4月の第6～10営業日請求書発行毎月1日以外での検針の場合：3月15日検針日から4月15日検針日前日ご使用分は5月の第6～10営業日請求書発行※上記例の検針日はあくまでも参考です。	毎月10日頃であれば、差し支えありません。
5	契約料金について地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約金額変更は契約書（案）第2条第4項に記載のとおりです。それを除けば、契約期間中は原則、契約金額の改定を行いません。 協議は、仕様書3（2）に該当すれば応じます。
6	契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書については、原則「契約書（案）」の内容のとおりです。軽微な内容変更については、申し出の内容により協議に応じるか否かについては発注者が判断します。
7	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	請求書等はWebからダウンロードできれば、紙請求書でなくとも差し支えありません。
8	1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。（例：庁舎○○円、売店○○円等）。	1施設の電気料金を分割して支払いすることはございません。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
9	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。〈計算式〉 基本料金（未使用月） = 契約電力（kW） × 基本料金単価（円） × 0.5	差し支えありません。
10	燃料費等調整単価について請求金額算定に伴う、燃料費等調整単価については、2025年度 四国電力高压用に適用される値を採用との認識でお間違いないでしょうか。（参照：2025年12月分 -7.36 円、同11月分 -7.41円）	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項(2)のとおりです。 なお、協議については、仕様書3（2）のとおりです。
11	契約後、請求金額算出に伴う基本料金単価・従量料金単価の税込算定について 当入札での入札金額積算にあたっては、税抜単価を利用致しますが、もし弊社との契約の場合、毎月の請求書内の記載は税込単価となります。その際、税抜単価から税込単価への算定は、税抜単価×1.1とし、小数点3位以下切り捨て処理で宜しいでしょうか。	小数点3位を四捨五入してください。
12	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）。ある場合、契約電力変更は管轄エリア電力会社の承認が必要のため、ご希望に添えない場合が御座います。ご了承ください。	契約電力の変更希望及び予定は現在ありません。なお、契約電力に関する契約書（案）の第6条はとおりになります。また、変更する場合、変更までに時間を要することは承知しております。
13	調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値の証明書について弊社では、調達する再生可能エネルギー電気の供給の証明として、弊社がJEPX（非化石価値取引市場）から調達しているメニュー別「非化石証明書」の全量が記載されている証書と、特定の需要家様へ供給したことを証明する「特定電源割当証明書」とを以て、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明としています。本契約においても、上記2つの証明書を以ての証明で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
14	「非化石証明書」及び「特定電源割当証明書」の送付については、調達タイミングにより、毎年7月頃になりますが宜しいでしょうか。本契約においては下記日程での証明書送付となりますが宜しいでしょうか。	差し支えありません。
15	【燃料費調整について】 契約書（案）第9条（2）「当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する額とする。」と記載がございますが、一般送配電事業者（四国電力送配電株式会社様）が定めるのは最終保障供給約款となりますでしょうか。または、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）の電気需給条件【高圧・特別高圧】となりますでしょうか。どちらを適用となるのかご教示ください。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項(2)のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。
16	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）または、一般送配電事業者（四国電力送配電株式会社様）の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項(2)のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
17	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	別項目を設けての値引きで差し支えありません。
18	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書等はWebからダウンロードできれば、紙請求書でなくとも差し支えありません。
19	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となります。ご了承いただけますでしょうか。 分割請求をご希望の場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
20	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	仕様書記載のとおりです。
21	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日（検針日）は毎月1日です。
22	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	鈴与商事株式会社です。
23	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
24	【請求書の提出期日について】 契約書（案）第10条で、翌月10日頃までに請求するものとすると記載がございますが、1月や5月など月初に祝日が重なる月は10日を過ぎてしまう可能性がございます。 上記のような場合、提出期日について考慮していただくことは可能でしょうか。	毎月10日頃であれば、差し支えありません。
25	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
26	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議は、仕様書3（2）に該当すれば応じます。契約金額変更は契約書（案）第2条第4項に記載のとおりです。それを除けば、契約期間中は原則、契約金額の改定を行いません。
27	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
28	【契約保証金について】 契約書（案）第3条の通り、免除という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	【特定電源割当証明書の提出について】 仕様書に提出についての記載がなければ質問不要 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付 という形でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。